

## 「埼玉県こども意見箱」実施要領

### (目的)

**第1条** この要領は、県内のこどもから寄せられた意見を、県のこども施策立案の参考とするために実施する「埼玉県こども意見箱」の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (定義)

**第2条** 本実施要領においてこどもの意見とは、県電子申請・届出サービスに設けた専用ページ（以下「意見箱」という。）を通じて投稿されたものとする。

### (対象)

**第3条** 意見箱への投稿を行うことができる者は、埼玉県内に在住または在学している未就学児、小学生、中学生、高校生及びこれらに相当する年齢のこどもとする。なお、未就学児の場合は、保護者による投稿も可とする。

### (意見の受付)

**第4条** 意見箱に投稿されたこどもの意見は、こども政策課が受け付けて処理を行うこととする。ただし、次の各号に該当するものについては受け付けないこととする。

- (1) 前条に定める者からの投稿ではないことが明らかなもの
  - (2) 誹謗中傷、暴言及び脅迫等と認められるもの
  - (3) 営業活動や私的内容など、投稿の趣旨が不明確なもの
  - (4) 個別的または具体的な問合せであり、所管する課所で直接対応することがふさわしいもの
  - (5) その他、こどもの意見として取扱うことが適当でないと認められるもの
- 2 受け付けたこどもの意見は、関係する課所へ内容を共有することとする。
- 3 受け付けたこどもの意見に対して、個別の回答は行わないこととする。

### (実施状況の公表)

**第5条** 埼玉県こども意見箱の実施状況は、内容を個人が特定されない形に整理した上で、定期的に県ホームページに掲載するものとする。

### (その他)

**第6条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、こども政策課長が別に定めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

**第1条** この要領は、令和7年7月4日から施行する。